

静岡県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和元年12月13日

静岡県公営企業管理者

企業局長 松下 育蔵

静岡県企業局管理規程第6号

静岡県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員の給与に関する規程（昭和42年事業部管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で、期末手当の支給を受ける職員は次の各号に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職が、地公法第28条第4項の規定による失職（<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）であつた者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(退職手当)</p> <p>第7条の2 企業職員の給与条例第15条第10項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が指定するものは、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地公法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で、期末手当の支給を受ける職員は次の各号に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職が、地公法第28条第4項の規定による失職であつた者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(退職手当)</p> <p>第7条の2 企業職員の給与条例第15条第10項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が指定するものは、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月14日）から施行する。